

令和4年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月5日(水) 午後1時30分から午後2時2分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

3番 下村 啓子	4番 古賀 義博
5番 西村 新二	6番 松尾 正人
7番 池田 政孝	8番 深河 文雄
10番 三根 祐喜	11番 野口 浩美
12番 江里口 勇	13番 中村 津多子
14番 江里口 泰信	

4. 欠席委員

1番 野方 俊彦	2番 本村 教昭
9番 高塚 和行	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年10月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。昨日までずっと暑い日が続いておりましたが、昨日の夜の雨で、今日になったら何か普通の気候に戻ったような気がします。 いよいよ「さがびより」の収穫期を迎えて、皆様方御多忙と承知しておりますけれども、今日は1号議案から6号議案までございますので、御協力をお願いします。 また、世の中は、北朝鮮が4,600キロぐらいの長距離の高度な弾道ミサイルを発射したり、それから、ウクライナの戦争はまだ終結が見えておりません。私達も戦後70年になりますけど、平和で暮らせることに感謝をしながら、一層農業生産に取り組んでまいりたいと思うわけでございます。 今日はたくさんございますので、皆様方の御協力を得ながらスムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、1番野方委員、2番本村委員、9番高塚委員から欠席の連絡がありました。
議長	出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年10月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 3番下村委員、4番古賀委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所はJR久保田駅西の三日月町江口地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
議案書は2ページを御覧ください。
本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。
申請番号1について説明をいたします。
資料は7ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は道免・新村・中村地区農村公園北の芦刈町新村地区を通る旧国道444号線南にある農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は西側及び南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおりでございます。

調査事項としまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側及び南側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は下水道へ排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年9月15日に説明を受け、確認をいたしております。

令和4年10月5日、小城市農業委員会農業委員、西村新二でございます。

以上です。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は15ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線南の小城町中町地区を通る主要地方道

小城富士線東にある農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水は、ありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、譲渡人は成年後見人をつけられておりますが、成年後見監督人であります司法書士さんには、転用に関して了解をいただいているということで報告を受けております。

以上でございます。

ただいま説明していただいた案件は、私のほうが事前調査をしておりますので、調査結果を報告します。

転用目的は駐車場。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、排水は自然流下で側溝に流す計画で、周辺への影響はなく適当であると判断できる。

ホ、その他の特記事項について、9月26日、事前調査を済ませております。

以上です。

ただいま報告をいたしました案件について、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号12まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページから7ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が33筆、利用権の再設定が19筆、合計で52筆、総面積は9万1,478.55平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

議長

事務局

議長

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号12までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は8ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は2件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は9ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は2件でございます。</p> <p>資料は21ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 非農地判断について説明をいたします。</p> <p>資料は、今回別とじて縦型の資料を議案資料とは別に送付をさせていただいております。別とじて配付しております資料も併せて御覧いただければと思います。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回審議していただく農地は、畑3筆、6,878平米でございます。</p> <p>9月26日の農地転用許可申請事前調査時に現地を確認し、農地には該当しないとの非農地判断をしたものでございます。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は11ページを御覧ください。</p> <p>第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを説明いたします。</p> <p>小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、小城市長か</p>

ら意見を求められているため、審議していただくものでございます。

今回は、農用地区域からの除外が10件となっております。

説明は資料で、これも別とじて、ひもでとじたものを皆様に郵送させていただいています。その資料の番号順に一括して行わせていただきます。

その一番上に法律の条文を抜粋して添付しておりますが、その次のページから農業委員会の意見、回答の案をつけさせていただいておりますので、資料と併せて農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（案）を御覧いただきたいと思っております。

申請番号1、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、義父の所有する農地と同じ集落に属し、今後規模を拡大し、農業経営しやすい場所であるためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号2です。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、市役所、学校、商業施設等が比較的近くにあり、生活環境に恵まれた地域であり、国道や県道等の幹線道路、市道に近く、県内一円への交通アクセスが良好な地域であるためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号3、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、緊急時に勤務先や実家に駆けつけることができる距離にあり、適地であるためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号4、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、交通の便もよく商業施設に近接しており、建売分譲住宅地として最適地のためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号5、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、隣接地で建築用鉄骨製作工場を営んでいるが、業務量増加に伴い、資材置場及び工場拡張を行うためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、既存施設の敷地の拡張であり、許可し得るものと判断しております。

番号6、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、宅地化が進み、交通の便もよく、住宅や商業施設等の利用が見込まれる場所で、集合住宅及び事務所付倉庫を建設するためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号7、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、市役所、学校、商業施設等が比較的近くにあり、生活環境に恵まれた地域であり、国道や県道等の幹線道路、市道に近く、県内一円への交通アクセスが良好な地域であるためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号8、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、宅地化が進み、交通の便もよく、商業施設・保育園等に近接しており、建売分譲住宅地として最適地であるためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号9、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、近隣農業に与える影響が少ない場所であり、集団移転計画に必要な

面積が確保できるためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合であり、許可し得るものと判断しております。

番号10、(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、近隣農業に与える影響が少ない場所であり、集団移転計画に必要な面積が確保できるためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、この番号9と10に関しましては、牛津川の遊水地事業に関して集団移転をするということで農振除外の申出がっております。

全ての案件について、農用地区域から除外することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたら。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

次回日程の連絡の前になんですが、9月の農業委員会において池田委員から、第1号議案 農地法第3条による許可申請のうち申請番号1の審議の際に、道路と申請地との間にある○番○、○番○、○番○の地番が付されたくさび形の土地について御質問がありましたが、所有者等を確認したところ、小城市が所有する道路となっていたことを確認いたしましたので、以上回答といたします。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日ですが、年度初めに皆様方にお配りした予定では10月25日というふうに書いておりましたが、都合によりまして、翌日10月26日水曜日の午後1時30分から、西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思っております。

10月の定例農業委員会の日時、場所ですが、11月7日月曜日、午後1時30分から西館の2-6会議室で行います。

以上となります。

以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。どうも皆様方、御協力いただきましてありがとうございました。

議長

事務局

議長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員